

名古屋市告示第127号

名古屋市都市公園条例第 4条第 1項第11号の場所の指定について
の一部改正について

昭和59年名古屋市告示第 216号（名古屋市都市公園条例第 4条第 1項第11号
の場所の指定について）の一部を次のように改正します。

令和 8年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

題名中「第 4条第 1項第11号」を「第 4条の 2第 8号」に改めます。

本則中「第 4条第 1項第11号」を「第 4条の 2第 8号」に、「車馬」を「車
両」に、

「

1	枇杷島橋緑地	中村区日比津町字川東、 字下ノ畑、字上ノ畑、字 古川	園路中村 3 の区域	第 6附図
---	--------	----------------------------------	---------------	-------

」

を

「

1	枇杷島橋緑地	中村区日比津町字川東、 字下ノ畑、字上ノ畑、字 古川	園路中村 3 の区域	第 6附図
1	瑞穂公園	瑞穂区萩山町 3丁目、 4 丁目、師長町、山下通 5 丁目、豊岡通 3丁目、田 辺通 3丁目、 4丁目	園路瑞穂 1 の区域	第 7附図

」

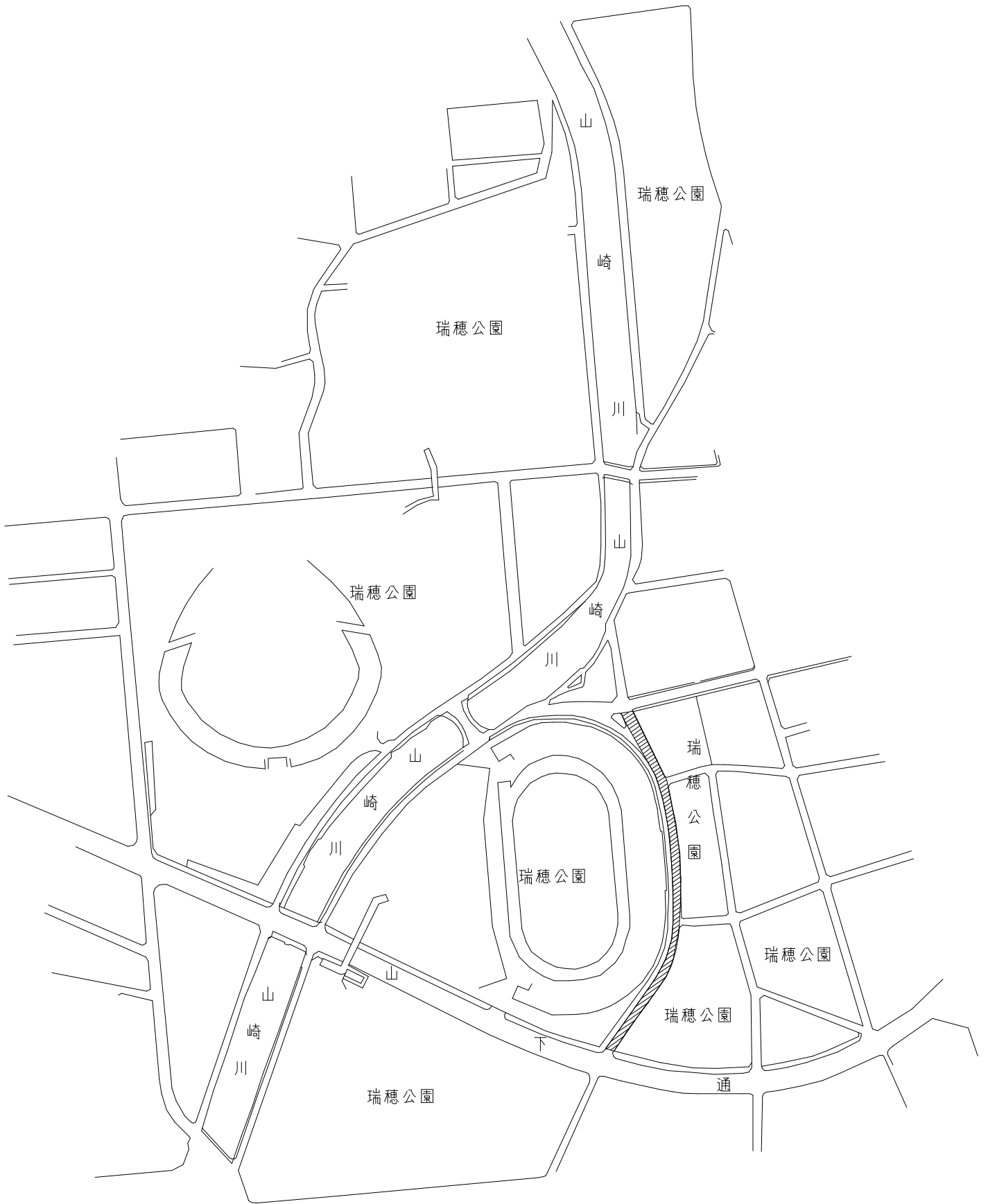
に改めます。

附 則

この告示は、令和 8年 4月21日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

第 7 附図



凡 例



指定園路として決定する場所